

東神楽町墓地等管理使用説明書

(この説明書の目的)

第1 この説明書は、東神楽町墓地条例（平成16年条例第41号。以下「条例」といいます。）及び東神楽町墓地条例施行規則（平成17年規則第18号。以下「規則」といいます。）に規定する墓地等及び墓所等の管理及び使用に関し必要な事項を定め、その管理及び使用が適切に行われることを目的とするものです。墓所等の使用者は、条例及び規則のほかこの説明書に従わなければなりません。

(墓地の種類)

第2 東神楽町には、条例に定めるとおり大雪霊園、柏木ヶ岡墓地及び志比内墓地があります。

(使用資格)

第3 東神楽町の墓地は、宗教を問わず、日本国籍を有していれば原則としてどなたでも使用することができます。ただし、柏木ヶ岡墓地及び志比内墓地の使用資格には、条例に規定する制限があります。

(使用の許可)

第4 使用できる墓所等の区画数及び墳墓の数には条例に定めるとおり制限があります。

(墓所等の使用許可の期間、更新)

第5 芝生墓所及び短期納骨堂は、許可を受けた使用期間を更新することができます。ただし、更新できる期間は条例の定めるとおり制限があります。

(使用の制限、条件等)

第6 合葬墓に埋蔵された焼骨については、返還を求めるとはできません。

(使用料)

第7 東神楽町の墓所等を使用しようとする方は、条例に定める使用料又は永代使用料を納付しなければなりません。

(預託金)

第8 短期納骨堂を使用しようとする方は、条例に定める合葬墓使用料に相当する額を預託金として町へ預ける必要があります。

2 預託金は短期納骨堂の使用を止め、焼骨の返還を受けたときに還付請求することができます。

3 使用期間満了後においても、焼骨を引き取らない場合は、使用期間終了日をもって焼骨の祭祀主宰者は東神楽町となり収蔵された焼骨は合葬墓へ改葬されます。なお、合葬墓改葬にかかる費用は預託金が充当され、預託金の還付請求はできなくなります。

(管理手数料)

第9 大雪霊園を使用しようとする方は、合葬墓及び短期納骨堂を除き公益施設の維持管理に要する経費に充てるため、条例に定める管理手数料又は永代管理手数料を納付しなければなりません。

(使用料等の還付)

第10 一度納めていただいた負担金、使用料、管理手数料及び永代管理手数料は、条例に定めるとおり原則として還付しません。

(墓所における墓石製造工事等の制限)

第11 墓地の使用許可を得た方以外は、墳墓の建立や追加施工の申請はできません。

2 大雪霊園の規格墓所及び芝生墓所における墳墓の建立や追加施工は、東神楽町が指定した施工石材店に限ってしか行えません。

3 大雪霊園の規格墓所及び芝生墓所以外においては、施工石材店の指定はありませんが、条例に定めるとおりあらかじめ設計書を添えて東神楽町に届け出なければなりません。

4 大雪霊園における墓碑等の規格は、規則で定める基準に従わなければなりません。

(死体埋葬の禁止)

第12 大雪霊園では、土葬をすることはできません。

(使用権の承継)

第13 墓所等の使用権の承継は、条例に定めるとおり祖先の祭祀をつかさどるべき方に限ります。ただし、合葬墓の使用権は、使用許可を受けた全ての焼骨を合葬墓へ埋蔵した後においては、承継することができません。

(使用許可の取消し)

第14 町長は、条例に定める要件により、墓所の使用許可を取り消すことができます。

2 大雪霊園規格墓所等の使用許可書を発行した場合においても、条例に定める場合のほか次に掲げる事由により、町長は許可を取り消すことができます。

(1) 使用者が墓石製造請負契約に違反し、請負代金を支払わなかった場合

(2) 第11第2項の規定に違反した場合

(使用墓所等の返還)

第15 合葬墓及び短期納骨堂を除き墓所等が不要になり返還する場合又は使用許可が取り消された場合には、墓所使用者は、墓碑等を撤去するなど墓所を原形に復さなければなりません。ただし、芝生墓所においては使用者に代わり東神楽町が墓所を原形に復します。

(焼骨の返還)

第16 短期納骨堂の使用者は、短期納骨堂を使用しなくなったとき、使用期間が満了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、東神楽町の許可を受け収蔵された焼骨を引き取らなければなりません。

(合葬墓への改葬)

第17 芝生墓所に埋蔵された焼骨又は短期納骨堂に収蔵された焼骨は、使用期間満了日までに使用更新の届出を行わなかった場合、使用期間終了日をもって焼骨の祭祀主宰者は東神楽町となり埋蔵又は収蔵された焼骨は合葬墓へ改葬されます。

2 芝生墓所及び短期納骨堂の使用許可を取り消された場合、取消しの日から3ヶ月以内に焼骨を引き取らない場合は、埋蔵又は収蔵された焼骨の祭祀主宰者は東神楽町となり埋蔵又は収蔵された焼骨は合葬墓へ改葬されます。

(墓石の撤去)

第18 芝生墓所を使用しなくなったとき、使用期間満了後も使用期間を更新する届出を行わなかったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、墓碑等の一切の権利は東神楽町へ帰属します。

(使用許可墓所内の清掃)

第19 合葬墓及び短期納骨堂を除き使用許可した区画内の清掃及び除雪など、区画内の管理は原則として使用者が行ってください。ただし、芝生墓所における芝生の維持管理については東神楽町が行います。

- 2 お供物は、カラスやキツネが食べ散らかしますので、墓参の都度持ち帰らなければなりません。
- 3 合葬墓、短期納骨堂については、献花台が供用となるため、供花、蠟燭及び線香などは、墓参の都度持ち帰らなければなりません。
- 4 芝生墓所については、花立てが設置されている場合を除き供花は、墓参の都度持ち帰らなければなりません。また、芝生の火災を防止するため蠟燭の消火確認などご配慮ください。

(不可抗力等による事故の責任)

第20 次に掲げる不可抗力等による墓所や墓石の損壊若しくは損害又はこれらに随伴して生じた損害(人身障害を含みます。)に対しては、東神楽町は一切の責任を負いません。

- (1) 地震、風水雪害又は落雷等の自然災害等
- (2) 第三者による行為等

(定めのない事項)

第21 条例及び規則に定めのない事項については、関係法令(確立された一般慣習を含みます。)の定めに従い、その都度、東神楽町が定めるものとします。

- 2 条例、規則及び関係法令が改正された場合又は墓地管理上必要があると認めたときは、東神楽町は、この説明書の改正をすることができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この説明書は、平成26年4月1日から施行し、従前の墓地使用許可者に対しても適用します。
(大雪霊園使用規定の廃止)
- 2 大雪霊園使用規定は、廃止します。

附 則

(施行期日)

- 1 この説明書は、令和4年2月1日から施行し、従前の墓地使用許可者に対しても適用します。